石川県環境総合計画改定のポイント

地球環境の保全

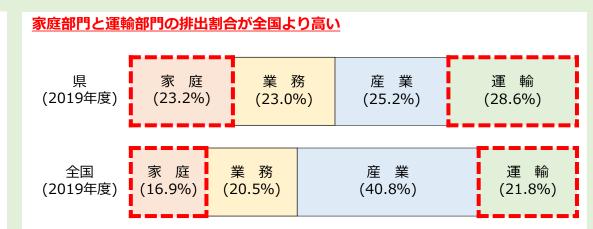
背景

- ○国が「2050年カーボンニュートラル」を表明
- ○改正地球温暖化対策推進法が成立
- ⇒パリ協定の目標や「2050年カーボンニュートラル 宣言 | を踏まえた基本理念を新設
- ○国が地球温暖化対策計画を改定
 - ⇒2030年度温室効里ガス削減日煙を引き上げ

	全体	家庭	業務	産業	運輸
新目標	▲ 46%	▲ 66%	▲ 51%	▲ 38%	▲ 35%
旧目標	▲ 26%	▲39%	▲40%	▲ 7%	▲27%

石川県の状況





目指すべき環境の姿

長期目標

2050年までに県内の温室効果ガス排出量の実質ゼロ

(カーボンニュートラル)を目指す

※令和4年9月1日、知事が「2050年カーボン ニュートラル! を目指すことを宣言

中期目標

2030年度の温室効果ガス排出量を▲50% (2013年度比)

運輸部門

<課 題>

<対 策>

燃料電池自動車

②水素ステーションの整備

2030年度温室効果ガス削減日煙(単位・下t-CO2)

	2030年反应主郑未乃入削减日倧(毕位,乃[-602					
			①2013年	②2030年	0.40	
			(基準年)	(目標値)	1)/2	
	家原	廷	263	88	▲ 66%	
	業	务	270	132	▲ 51%	
	産	業	229	143	▲ 38%	
	運車	俞	247	161	▲35%	
	その作	也	125	89	▲29%	
	吸山	又		▲ 43	_	
	合言	†	1,134	570	▲50 %	

※各部門において国の目標 達成に貢献していくため、 国の部門別削減率を踏まえ て算出

目標の達成に向けた新たな取り組み

家庭部門や運輸部門において、本県の特性を踏まえた取り組みが不可欠

・世帯あたりの自家用車保有台数が全国に比べて多い

⇒ 世帯あたりの自家用車保有台数 全国1.0台、石川1.5台

①環境に配慮した自動車の購入支援制度の創設

一般住宅

暖房

冷房

換気

給湯

電気自動車、プラグインハイブリッド自動車、

この他、**カーボンニュートラルポートの形成** など

ZEH

暖房

冷房

換気

照明

給湯

消費エネルギー ー 省エネ + 創エネ =

省エネ効果(20%以上)

創エネ効果

エネルギー収支

0 以下

家庭部門

〈課 題〉

- ・日照時間が短いイメージが先行し、住宅への太陽光発電の 設置率が低い
- ⇒年間日照時間 全国平均1,990時間、石川1,896時間(東京と同水準) ⇒太陽光発電設置率 全国平均4.1%、石川2.7%
- ・住宅面積が広く、寒冷地で高い断熱性能が必要、建設コストが 他地域より嵩む
- ➡ Z E H普及率は全国平均を大きく下回る
- ⇒ 全国平均24% 石川14%(43位)

<対 策>

①省エネ・創エネの理解促進

(ゼロエネ住宅アドバイザーの育成、いしかわエコハウスの機能強化)

② Z E H導入支援制度の創設

(新築(ZEH、Nearly ZEH等)、リフォーム(窓・ドア))

この他、**脱炭素型ライフスタイルの定着に向けた気運醸成** など

自然と人との共生

- <背 景> 令和4年8月、能登地域がトキ放鳥候補地に選定された旨公表
- <課 題>トキが野生下で生息していた自然環境を取り戻し、次の世代に継承する必要
- <対 策>①トキの餌場などの生息環境整備や観察マナーの啓発などの社会環境整備の推進
 - ②トキなどの希少動植物の調査等に携わる専門人材の育成・確保

県庁自らの温室効果ガス排出削減

2030年度削減目標 ▲ 6 0% (国の目標: ▲ 5 0%)

- ○太陽光発電:設置可能な県有施設の50%以上に設置
- LED照明: 100%導入
- ○公 用 車:環境配慮型の車両を導入
 - (代替可能な環境配慮車がない場合等を除く)
- ○新築建築物:新築建築物の平均でZEB Ready相当
 - 可能な限り再工ネを導入
- ○電力調達:購入電力の60%以上を再工ネ電力で調達 など

推進体制

県、市町、関係団体等で構成する「いしかわカーボン ニュートラル県民推進会議」を設立し、現状や進むべ

き方向を共有し、具体の実践につなげていく

目指して行われなければならない

ふるさと石川の環境を守り育てる条例の一部改正案 ※9月議会に提出(次の理念を追記)

地球環境の保全

地球温暖化対策は、県民並びに県、国、市町、事 業者及び民間団体等が密接に連携しながら 2050年までのカーボンニュートラルの実現を

自然と人との共生県、市町、県民、事業者及び民間団体は、密接に 連携しながら、トキ等の希少な野生動植物が生息 し、又は生育していた自然環境を再生し、及び保 全し、将来の県民に継承するよう努めるものとする